

ねらい

- 南部・東部地域の振興に関する施策を市町村と協働して総合的かつ計画的に推進するための「条例」を制定することにより、施策実施の継続性を担保するとともに、まちづくり・むらづくりの方向性を明確にする。
- 南部・東部地域が果たしてきた役割を再認識し、持続可能な地域社会の形成を県民共通の目標とする。

前 文

【奈良県における南部・東部地域が担う重要な役割】

- 食料・木材・水・エネルギーを安定的に供給する地域
- 生物の多様性の確保、その他の自然環境を保全する地域
- 本県が誇る魅力ある生活文化及び、歴史文化を継承する地域
- 県土全体の水害等の自然災害の発生防止に寄与する地域
- 健全な水循環を維持する地域

奈良県の発展は、南部・東部地域に支えられてきた歴史があり、奈良県にとって南部・東部の持続的発展は欠かせないもの

【南部・東部地域が抱える課題】

- 若年層の流出による人口減少
- 他の地域と比較して急激に進展する少子高齢化
- 産業、教育、福祉、医療、交通等の多くの分野における課題

【取り組みの方向性】

- 県民生活を支える森林環境の維持向上及び水資源の保全
- 地域資源の活用による人々の交流の拡大、経済の好循環及び、脱炭素社会の実現
- 持続可能な地域社会の形成

持続可能な地域社会を形成していくことを県民共通の目標として、県・市町村・県民等が相互に協力し取り組んでいかなければならない

【対象地域】

五條市、御所市、宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村（19市町村）

※奈良県南部・東部振興基本計画(令和3年3月策定)の対象地域



条番号	項目	内容
第1条	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・県の責務、県民及び関係事業者の役割を明確にすること ・南部・東部地域の活性化及び県民生活の向上に寄与すること 等
第2条	定義	<ul style="list-style-type: none"> ・南部・東部市町村を19市町村に限定列挙 ・その他の用語の定義 等
第3条	基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・県、南部・東部市町村、県民等が適切な役割分担、相互の連携・協力の下、拠点の形成と結節、人材の育成・確保により持続的発展を図る 等
第4条	南部・東部市町村との協働及び、関係市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・県と南部・東部市町村は共通の目標を定め、協働して施策を推進 ・必要に応じて関係市町村と連携 ・協働・連携に当たっては、それぞれの主体的取組を尊重
第5条	協議の場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・南部・東部市町村との協議の場の設置 等
第6条	県の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・県は南部・東部市町村と協働して振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する 等
第7条	県民及び関係事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・県民等は、振興施策に協力するように努める 等
第8条	南部・東部地域の振興に関する基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興に関する基本計画を策定 ・基本計画は、現状、課題を踏まえ、主要な目標と基本的施策について協議の場に諮り定める 等
第9条	基本的施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的施策の実施に際して、南部・東部市町村との協働に資する措置を講ずる 等
第10条	南部・東部市町村に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・南部・東部市町村への情報提供、助言等の措置を講ずる
第11条	財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的かつ効率的な財政上の措置を講ずるよう努める